

岩手県告示第807号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり臨港地区を定めたいので、その旨公告する。

平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 臨港地区の区域の案 大船渡市末崎町字赤土倉地内（別紙図面のとおりに。）
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成24年11月30日から同年12月14日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

備考 「別紙図面」は、省略し、臨港地区の区域の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。